

中小企業からの主な意見・要望(平成21年4月～12月分)を踏まえた サービス改善等に関する検討結果の概要

平成22年8月
特許庁

平成21年4月～12月にかけて、産業財産権専門官が各種知財セミナー等の講師、中小企業訪問等を全国規模で頻繁に実施した中で寄せられた中小企業事業者の主な意見・要望に対して、庁内各課にて特許庁ビジョンの観点から検討を行った結果、次ページのとおり検討結果が得られた。

今後、①各課は検討結果に基づき、サービス向上や制度の有効活用促進に向けた活動を展開する。②また、検討結果について特許庁HPなどを通じて対外的に公表する。③さらに、御意見の提供者には検討結果の公表についてお知らせする。

本事業は、産業財産権専門官活動により全国より収集される中小企業の意見を活かしたサービス改善活動の一貫として位置づけられるが、これからも、特許庁は、ユーザーの意見一つ一つを貴重な情報源として捉え、ユーザーに対して、より質の高いサービスを提供していく。また、このような活動を通じて、制度や提供する各種サービスに対するユーザーの理解を広めていくとともに、サービス向上に努める姿勢においての対外的な理解を深めていく。

(参考) 産業財産権専門官がご意見・要望をとりまとめる際の基準は以下の2点。

- i) 事業者から多く聞かれる声で現場にフィードバックすべき意見・要望
- ii) サービス改善や施策の見直し等につながるような意見・要望

1. 改善を行った、または今後、改善に向けて取り組むもの

①中小企業向けの各種支援策について

【ご意見】 特許の支援、他省庁の補助金、相談等いろいろな助成、支援制度があるが、関係機関が多く、事業が重複しているものもあり、どこに問い合わせればよいかわかりにくい。また、知的財産のセミナーは多数実施されているようだが、例えば各省庁で開催されている知的財産セミナーの情報を統一していただきたい。

【検討結果】 特許庁では、[「課題解決型相談・コンサルティング事業」](#)を平成22年度から実施しております。

本事業では、地域の中小企業等支援機関と連携を図りつつ、全国共通の相談窓口専用ダイヤル(0570-082100)を設置し相談窓口の一元化を実現するとともに、中小企業が頻繁に訪れる金融機関へのパンフレット配布や、中小企業向け各種支援施策の紹介等、多くの中小企業の皆さまにご利用いただけるよう努めてまいります。また、知的財産に関する専門家(弁理士や弁護士等)が登録された人材ネットワークの活用により専門性の高い相談にも対応できるよう、ワンストップサービス機能の構築を進めております。

また、国等が主催する知的財産に関するセミナー等については、各地域に設置する地域知的財産戦略本部のホームページを通じて一元的に情報提供するよう努めます。

②権利侵害について

【ご意見】 侵害については、実際に他の企業と裁判になった時に、どのくらいの費用や期間がかかるのか等、知識がないので、訴えられたりしたときにフォローをしてくれる人材がいると助かる

【検討結果】 [「課題解決型相談・コンサルティング事業」](#)では、侵害についても対応できるよう、弁護士等の専門家が登録された人材ネットワークを構築しております。

全国共通の相談窓口専用ダイヤル(0570-082100)を設置しておりますので、ご利用ください。

③中小企業の海外進出について

【ご意見】 海外企業との契約問題等について、無料で相談できる専門家やアドバイザーを国で派遣してもらえると助かる。

【検討結果】 [「課題解決型相談・コンサルティング事業」](#)において、中小企業等の企業経営の中で生じる海外における内容を含めた知財に関する悩みや課題に応じ、適切な知財の専門家をコーディネートし、派遣しておりますの

で、ご利用ください(0570-082100)。

④電子出願について

【ご意見】 HTML形式は作成が面倒なので、ワープロソフトで作成した書類が変換できる等、簡単にしてほしい。

【検討結果】 ワープロソフトによっては、作成した文書をHTML形式で保存する機能がございます。詳しくは、工業所有権情報・研修館の[電子出願サポートセンター](#)(受付時間 9:00～20:00、TEL03-5744-8534)までお問い合わせ頂ければ詳細なご案内をさせていただきます。

また、出願書類等をより簡単に作成できるようにしてほしいとの要望を踏まえ、ワープロソフトによらずに簡単にHTML形式の出願書類が作成できるツール「[かんたん願書作成](#)」を7月30日から提供しています。商標登録願から提供を開始していますが、平成22年度中に、特許、実用新案、意匠の出願書類まで拡大します。ぜひご利用ください。

⑤初心者向け説明会の開催について

【ご意見】 特許庁が主催する初心者向け説明会の案内があったが、当社から車で1時間半以上かかることから参加を断念した。今後開催する場合は考慮してほしい。

【検討結果】 初心者向け説明会の実施にあたっては、前年度開催時の受講者アンケートのご指摘等を踏まえ、講義内容、会場選定等の検討を行っております。今後も受講される方の利便性等を考慮し、より多くの方にご参加いただけるよう実施してまいります。

また、中小企業の社内研修や経営者等が集まる勉強会等の講師を[産業財産権専門官](#)が無料でお引き受けしておりますので、ご利用ください。

この他、知的財産に関する相談を一元的に受け付ける全国共通の相談窓口専用ダイヤル(0570-082100)を設置しておりますので、ご利用ください。

⑥特許関係料金について

【ご意見】 審査請求料を始め料金が全体的に高く感じる。また、研究開発要件(3%要件)の緩和など手続きの簡素化が図れれば、利用者はもっと増えると思う。

【検討結果】 特許料金につきましては、[知的財産政策部会及び特許制度小委員会](#)において見直しの議論がなされており、減免制度についても手続きの簡素化を含め議論されております。議論の結果をふまえて具体的な対応を検討する予定です。

また、減免制度の手続きに必要な試験研究費に関する書類等は、

他の中小企業支援策等の手続において使用されるものを可能な限り、ご活用ください。

⑦ 先行技術調査の英語検索について

【ご意見】 海外の先行技術調査を弁理士に依頼すると、莫大な費用がかかるので、英語で検索できると有りがたい。

【検討結果】 現在、[特許電子図書館\(IPDL\)](#)で米国・欧州特許公開和文抄録や韓国特許公開英文抄録(KPA)、中国特許公開英文抄録(CPA)等の外国特許文献を提供しており、和文抄録は日本語で検索可能です。
今後も引き続きこれらの文献の蓄積を続け、IPDL で提供すると共に、日本語や英語での外国特許文献の全文テキスト検索の提供についても検討してまいります。

2. 既存の制度や事業等の利用についてユーザーのご理解を深めていただくもの

① 登録商標の更新制度について

【ご意見】 商標の更新制度で、5年の分割納付があるが、逆に看板商品のネーミングや社名の商標などは、一回で20年等の期間を更新できるようにしても良いのではないか。

【検討結果】 まず、商標権の存続期間を限る目的は、時代の推移とともに使用されなくなった商標や事業自体が廃止されてしまった商標などが大量に存続し続けることで生じる弊害を防ぐことにあります。

そして、日本も加盟する商標法条約やマドリッド協定議定書などで商標権の存続期間は 10 年とされており、日本もこの国際的な枠組みに従い 10 年と設定しております。

② 特許審査請求期間について

【ご意見】 審査請求期間はなぜ 3 年以内なのか。7 年の方がよかった。

【検討結果】 平成 13 年に、権利の帰すうが長期間未確定になることによる第三者の監視負担等、様々な影響を考慮して、審査請求期間を7年から3年に短縮する制度改正が行われました。

遅い権利化のニーズに対応する制度の導入については、平成 21 年に、外部有識者からなる特許制度研究会で検討していただきましたが賛否両論があったため、引き続き慎重に検討を行ってまいります。

③ 特許明細書の中身について

【ご意見】 特許庁の審査官は、明細書を一番把握しているのだから、内容がよりよ

くなるよう助言して特許化するなど、中小企業をもっとサポートしてほしい。

【検討結果】 明細書等の記載は、あくまでも出願人の意思と責任に基づいて決定されるべきものです。なお、特許庁では、特許出願人又はその代理人と、審査官との円滑な意志疎通を図られるよう面接審査を実施しておりますので、ご利用をご検討ください。

④IPDLによる技術流出について

【ご意見】 出願が公開され、特許電子図書館(IPDL)で国内のみならず国外でも同様に公開され自由に閲覧できる環境に疑問を感じることもある。結果、技術流出することになりかねないのではないか。

【検討結果】 出願公開制度は、重複研究による無駄な投資や重複出願を抑制するとともに、公表された技術を基に、より優れた技術の開発を促進するものです。

公開された特許情報をインターネットで提供する特許電子図書館(IPDL)は、毎年、ユーザーの利便性向上やサービスの拡充を図っており、IPDLを通じた産業財産権情報の積極的な利用が増すことにより、産業財産権の活用がより一層進むものと期待されています。

そこで、公開され公知となった技術と同じ技術の特許出願は、日本国内のみならず国外でも、通常、特許になりませんが、公知になった技術から改良された発明は特許になる可能性があるため、開発した技術の特許権取得の対象とするか、あるいはノウハウとして対外的に秘匿するかを適切に選択することが必要です。そして、特許権取得を選択した場合には、出願の結果、日本国外からも閲覧されることを踏まえ、国外でも権利化する等、より戦略的に出願管理を行うことが重要です。

⑤外国特許庁が保有する特許情報のIPDLによる情報提供について

【ご意見】 IPDL等で外国特許の審査経過状況などの最新のステータスが確認できるとありがたい。

【検討結果】 外国特許の最新のステータス情報を海外特許庁から入手し、IPDLで公開するとした場合、大きなタイムラグを生じることになることから、結果としてユーザーに不測の損害が生じる恐れもあるため、現時点ではそれらの情報の提供は予定していません。なお、欧州特許庁、米国特許商標庁、韓国特許庁、中国特許庁等の主要な海外特許庁では審査経過状況、権利取得状況等のリーガルステータス情報を各庁のウェブサイトを提供しており、最新の情報を入手可能です。以下のサイトから主要な海外特許庁のIPDLにアクセスできますので、ご利用ください。

<http://www.inpit.go.jp/link/index.html>

⑥特許流通データベースによる情報提供について

【ご意見】 ライセンス可能な案件情報を特許流通データベース掲載だけでなく、希望する分野の情報を配信してくれるようなサービスがあるとありがたい。

【検討結果】 特許流通データベースでは、SDI (Selective Dissemination of Information) 機能というサービスを提供しております。本機能をご利用いただくことにより、ユーザーは予め登録した技術分野やキーワード等が含まれる案件について、データベースが更新されるたびに自動的にメール配信を受けることができます。SDI機能の登録方法については、以下をご覧ください。

http://www.ryutu.inpit.go.jp/dbinfo/regist_sdi.html

⑦裁判外の調停について

【ご意見】 裁判になる前に調停をする機関がほしい。

【検討結果】 紛争を裁判によらずに調停、仲裁等により解決する機関としてADR (Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争解決手続)機関があり、知的財産分野におけるADR機関としては、日本知的財産仲裁センターがありますので、ご利用ください (03-3500-3793)。

3. 今後も継続して取り組んでいくもの(2. を除く)

①特許明細書等の記載要件について

【ご意見】 従来はあまり実施例を求められなかったが、最近では何かと実施例の要求が求められる傾向が強いように感じる。

【検討結果】 特許・実用新案審査基準については、産業構造審議会知的財産政策部会審査基準専門委員会において定期的な点検を行っています。

平成 22 年度には、実施例の記載といった明細書等の記載要件について点検する予定であり、その中で、ご指摘のような傾向を助長するような審査基準となっていないかという点についても確認いたします。

②新規性・進歩性の判断基準について

【ご意見】 業界内では誰もが知っている技術にもかかわらず、特許権が付与されているケースがあった。

【検討結果】 特許出願された発明がその出願時点において、すでによく知られた技術である場合、特許を受けることができないとされています。審査官は、そのような技術の特許にすることがないように、自分が担当する技術分野の知識をはじめとした、審査に必要な知識の維持・向上を図っています。

さらに、特許審査の質の維持・向上のため、それぞれの技術分野の審査を担当する審査室では複数の審査官による協議や管理職等による審査

の内容チェックを行っています。

新規性・進歩性等の特許要件を満たしていないと思われるにもかかわらず、特許となっている出願がある場合には、無効審判を請求することも可能です。

なお、特許庁では、特許出願に係る発明が新規性・進歩性を有していない、或いは、記載要件を満たしていないなど、審査に有益な[情報の提供](#)を受け付けています。審査に有益な情報を提供していただくことは、迅速・的確な審査に役立ちますので、皆様のご協力をお願いいたします。

③模倣品への対策について

【ご意見】 国内外市場において、当社の模倣品が出回っている。国は、模倣品情報を提供するなど、権利付与後のフォローもしてほしい。

【検討結果】 JETRO等を通じて、日系企業等を対象とした[セミナー](#)の開催や、現地の法制度や運用、侵害事例等に関する情報をまとめた[模倣対策マニュアル](#)及び[知的財産権侵害事例・判例集](#)の作成・提供を行っています。また、[JETRO等の海外事務所](#)や[発明協会](#)において、国内外における模倣被害についての個別相談に対応しています。さらに、現地エンフォースメント機関を含む関係政府機関に対し、知財制度整備や取締強化を働きかけています。今後もこのような取り組みを行ってまいります。

④アドバイザー派遣事業の継続について

【ご意見】 特許流通アドバイザーと特許情報活用支援アドバイザー派遣事業については、今後どうなるかわからないという話を聞いたが、中小企業にとっては、こういった無料で相談できるアドバイザーの存在は大きいので、今後も継続してほしい。

【検討結果】 従来の特許流通 AD 派遣事業と特許情報活用支援 AD 派遣事業は平成22年度末で廃止いたしますが、平成23年度以降は、研究開発から事業展開、海外展開までを知財面から一貫して支援することを検討しております。

⑤大学に対する知財支援について

【ご意見】 まだまだ大学側の知財に対する意識は低い。明細書を書くよりも論文として発表の方が、労力も掛からず研究者としての評価も高くなりがち。特許庁には、大学が知財の重要性を認識しつつ評価も受けやすくなるような施策を実施してほしい。

【検討結果】 大学における知的財産活動を推進するため、特許庁及びINPITでは、発明の創出段階から権利活用段階まで[様々な支援](#)を行っています。

具体的には、大学等研究者向けのセミナー開催や[知的財産に関するテキスト](#)の配布により、研究者や学生に対する普及啓発を進めるとともに、[大学知的財産アドバイザー](#)の派遣や[知的財産管理体制構築マニュアル](#)の提供による知財管理体制の構築支援、[特許料・審査請求料の減免措置](#)による権利取得支援等を通じて、大学が権利取得しやすいような環境整備に努めています。さらに、大学等が保有する特許を無料で登録できるデータベースを整備し、技術導入を希望する企業に情報提供するなど、大学等が保有する特許の活用を促進するための支援も行っています。

今後も大学研究者等に対する普及啓発など、大学の知的財産活動に対する支援を行っていく予定です。

⑥クレジットカードによる料金納付について

【ご意見】 料金の納付手続は面倒なので、せつかくのインターネット手続の良さが活かせるよう、PC上でカード決済が出来るようにしてほしい。

【検討結果】 料金の納付方法については、従前の特許印紙に加え、納付書による現金納付、インターネットバンキングやATMからの納付が可能な電子現金納付、平成21年1月からは金融機関口座からの振替を可能とする[口座振替](#)の制度を導入し、手続の多様化を図っております。今後も、ユーザーの利便性の向上を目指し、料金の納付方法について検討してまいります。

⑦外国出願の費用について

【ご意見】 外国出願の費用を安くするなどの助成や、支援の拡充を図って頂きたい。

【検討結果】 地域の中小企業等の戦略的な外国出願(特許、意匠及び商標)を促進するため、[外国出願に要した費用\(翻訳費、外国出願料、外国代理人費用等\)](#)を助成しています。

平成22年度は、10県・政令市(岩手県、千葉県、静岡県、愛知県、名古屋市、三重県、富山県、福井県、和歌山県、鳥取県)が実施しています。

また、平成22年度から実施している「[課題解決型相談・コンサルティング事業](#)」では、全国共通の相談窓口専用ダイヤル(0570-082100)を設置しています。外国出願の支援についてのご相談もお寄せいただければと思います。

今後も、外国出願の支援についてはユーザーが利用しやすいスキームの実現に向けて検討してまいります。

⑧弁理士の選択・弁理士とのコミュニケーションについて

【ご意見】 弁理士を通じて出願したが、弁理士が当社の技術を理解していなかつ

た。また、弁理士の書いた明細書の用語や文章が非常にわかりにくいことや、出願後の状況をなかなか教えてくれないことがあった。

【検討結果】 ユーザーによる弁理士の選択に資するため、各弁理士が主に取り扱った分野を含む弁理士の各種情報を、日本弁理士会のHP([弁理士ナビ](#))において公開していますので、ご利用ください。

日本弁理士会においては、依頼者に対して十分に説明を行うことを推奨しておりますが、今回、このようなご意見をいただいたことについては、日本弁理士会に対して周知を図るとともに、今後の状況を見据えつつ、必要に応じてさらなる対処を検討していきます。